

〈図2〉 【視点2】 当事者を起点とした請求関係の整理 —— 「誰が」「誰に」「どのような法的根拠に基づき」「何を」請求できるか

購入者

瑕疵のある商品が届いた！

商品が届かない！

売買契約に基づく責任／不法行為責任

適用法令	請求の内容	履行請求	損害賠償請求	契約の拘束力からの解放 (返品、返金請求)		
				解除	無効	取消
民法		売買契約 (民555)	債務不履行 (民415) 不法行為 (民709)	債務不履行 (民541～543)	錯誤 (民95)(※1) 公序良俗違反 (民90)	詐欺 (民96)
出品者が「事業者」に該当する場合	特定商取引法 (通信販売)	—	—	原則8日間の 返品制度 (※2) (特商15条の3)	—	—
	消費者契約法	—	—	—	不当条項規制 (消契8～10)	不実告知 (消契4①㉔)等

B?

出品者

C?

出品者が「事業者」か否か？
(法令適用の有無の問題)

➢ 特別法等で明確化すべきか？

※1: CtoCに該当する場合、電子契約法*3条による特例が適用されない結果、購入者の操作ミスによる申込みについて重過失がある場合、民法95条但書のとおり、錯誤無効を主張し得ない。
*電子契約法＝電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

※2: 返品を認めない旨の記載がある場合を除く。

利用契約に基づく責任？／不法行為に基づく責任？

履行請求？ 損害賠償請求？ 返品・返金請求？	
原則	責任を負わない(準則* I-6/I-7-1における解釈)(※3)
例外	ショッピングモール ➢ 外観法理(商法14条又は会社法9条)の類推適用等(準則 I-6における解釈)
	ユーザー間取引 (オークション・フリマ等) ➢ 一定の注意義務が認められる場合(準則 I-7-1における解釈) 【例】 - オークション事業者が、警察本部長等から競りの中止の命令を受けたにもかかわらず中止しなかったため、落札者が盗品等を購入し、所有者から返還請求を受けた場合 - 信義則上、利用者に対して欠陥のないシステムを構築してサービスを提供すべき義務を負う場合 (名古屋地判平成20年3月28日判時2029号89頁)

プラットフォーム事業者

責任の所在・内容・法的根拠が不明瞭

➢ 特別法等で明確化すべきか？

※3: ユーザー間取引において、事業者が当該取引に実質的に関与する場合は、その役割に応じて責任を負う可能性がある。
*準則＝電子商取引及び情報材取引等に関する準則